

戸籍等交付請求書（郵便請求用）

男 鹿 市 長 様

請求日：令和 年 月 日

① 請求者	現住所			
	フリガナ		日中連絡の	連絡する機会が多いので必ず記入してください
	氏名	自署または 記名・押印	つく電話番号	( )-( )-( )
	0185-24-9111 から着信がありましたら、折返しお電話ください			
対象者との関係		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
② どなたの証明が必要ですか	本籍	男鹿市		
	フリガナ		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
	筆頭者			
	フリガナ		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
	対象者			
	使いみち	( ) のため ( ) に提出		
最近1か月以内に戸籍の届出をされた場合は記入してください。		令和 年 月 日に <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> ( ) 届を ( ) 市区町村に提出		
③ 証明の種類	戸籍	全部事項(謄本)	通	どのような記載が必要ですか。 必要な戸籍の種類が不明の場合は、この欄にご記入ください。 対象者 ( ) の <input type="checkbox"/> 現在の戸籍 ( ) 通 <input type="checkbox"/> 死亡記載のあるもの ( ) 通 <input type="checkbox"/> 出生から死亡 各 ( ) 通 <input type="checkbox"/> 婚姻から死亡 各 ( ) 通 <input type="checkbox"/> 男鹿市にあるすべての戸籍 各 ( ) 通 <input type="checkbox"/> ( ) と ( ) の関係がわかる戸籍を各 ( ) 通 <input type="checkbox"/> ( )
	450円	個人事項(抄本)	通	
	除籍	全部事項(謄本)	通	
	750円	個人事項(抄本)	通	
	改製原戸籍	謄本	通	
	750円	抄本	通	
	受理証明書 (350円・1,400円)		通	
戸籍の附票	全部 (全員)	通	※次の記載が必要な場合はチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者氏名	
200円	一部 (個人)	通		
諸証明	<input type="checkbox"/> 身分証明書 200円 <input type="checkbox"/> 独身証明書 200円 <input type="checkbox"/> 廃棄通知書 (証明書) 200円 <input type="checkbox"/> ( ) 証明書			通
④ 同封するもの	この請求書のほか、次の(1)~(3)は必須です。(4)と(5)は該当する場合に同封してください。			
	(1) 手数料 定額小為替 ( ) 円 ※郵便局で購入した無記入のもの。切手等は不可			
	(2) 返信用封筒 切手 ( ) 円貼付 (レターパック可) ※返信先は請求者本人の住民登録地に限りです。			
	(3) 請求者の本人確認書類の写し 有効期限内のもので、現住所、氏名、生年月日が記載されているもので、種類によって1点でよいものと2点以上必要なものがあります。詳細は欄外の【注1】をご覧ください。 ~次の項目は、該当する場合のみ~			
	(4) 直系【注2】以外の方が代理で請求する場合：委任状 ※使いみちを裏付ける資料も必要となる場合あり (5) 直系の方でも男鹿市の戸籍で続柄が確認できない場合：対象者との繋がりがわかる戸籍の写し			

【注1】「本人確認書類」として有効なもの（住所、氏名、生年月日の記載面すべてをコピーしてください）

1点でよいもの：運転免許証、マイナンバーカード、障害者手帳、写真付身分証明書（官公庁発行）

例外）パスポートの場合は、住民票など漢字氏名及び現住所の確認できる資料も組み合わせてください。

2点必要なもの：健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、高齢受給者証、住民票

健康保険証の場合は、保険者番号と被保険者記号番号が見えないように写しを黒塗りしてください。

【注2】「直系」とは、本人、配偶者、父母、祖父母等、子、孫等のことを指します。

【注3】偽りその他不正な手段によって交付を受けた場合は、罰金または過料に処せられます。